

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年 12月9日	令和6年 12月23日	大阪市消費生活センターは○ ○が別添資料の異物検出票提出 にも拘らず大方の重要事項説明 書（提出）は設備を記すとし大 阪市の水供給記載事実無視。 23. 9. 1日以降消費生活セン ターに大阪市民の訴えに耳を貸 さず事業放棄恣意的判断が許さ れる公文書開示希望。	公開請求 拒否	号	市民局	消費者セン ター
令和6年 12月9日	令和6年 12月23日	大阪市消費生活センターは8 月13日の東急不動産の購入代 金支払済の居住マンション追い 出し公文書を受けて再度の依頼 から作動したが現在東急不動産 社との交渉は同センター○○氏 が仕切りを実施。 ○○氏が仕切る規定の公文書 開示希望。何故被害者○○が東 急不動産と交渉不能とする公文 書開示希望。	公開請求 拒否	号	市民局	消費者セン ター
令和6年 12月9日	令和6年 12月23日	東急不動産（異物混入水供給 社）は交渉人としてウソ800の 公文書を民事調停に提示する代 理人弁護士：○○氏を立ててい るが大阪市民が民事調停（大阪 簡易裁判所）にウソの公文書 を書く弁護士代理人と交渉を規 定する公文書開示希望。	不存在	号	市民局	消費者セン ター

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
		<p>【当該住宅と、施工時以外に、水道局本管と当該住宅の給水管の開管は無い】主旨を換言しますと、当該住宅の給水管から給水される水は、既に【異物混入に抛り汚染されていた】市民は前回の主張を繰り返します・水道法規定の【清浄なる】水に、該当致しません。大阪市・消費生活センターに、販売主の東急不動産提示の【重要事項説明書記載・違反である・申し出を昨、9月1日に【異物混入の検査表を水道局・南部維持センターから、検査表拝受直後に、重要事項説明書記載・違反事項を申し出・大阪市消費生活センターは職務を放棄・市民〇〇は、センターの職務放棄に呆れ、追及を諦念。他方、東急不動産社は、和解を求めたい理由で、大阪市簡易裁判所に・調停を提示されました。</p> <p>市民〇〇時は、元来・水道法違反と確認しています故、調停に応じることに疑義を持っていましたが、簡易裁判所の呼び出しに応じない場合は、罰則があるとのことで、調停に3回参加。</p>				

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年 12月20日	令和7年1 月6日	<p>東急不動産社が選択された・代理人・匠法律事務所の〇〇弁護士の3通の申立書の内容は【嘘八百】</p> <p>この事態は、公文書公開依頼とは無関係です。お聞き流し願います。</p> <p>8月13日に、東急不動産社は、〇〇代理人を通じて、簡易裁判所の申し立て書を提示。其の内容は、市民〇〇・住宅購入者・〇〇に【現状復帰して、1日も早く住宅を開け渡せ・と明記公文書でした】市民・〇〇は、昨6月30日に、1億円を少し切る売買金を支払済み・今回の事件は、昨9月1日の水質検査時に【異物混入が存在した】販売者・東急不動産社の【瑕疵】が原因です。何故、〇〇が、現状復帰して、住宅を明け渡し野宿をしなければならないのか・その事実を改めて、8月18日以降・大阪市消費生活センターに依頼・電話口は、副センター長を名乗られる・〇〇氏・【それがどうした】【それがどうしたと繰り返される】ばかり。大阪市民は何故税金の納付義務がございませうか？</p> <p>昨日は、消費生活センターとしての業務は【終了】と〇〇氏にご宣告・何らの業務も果たさず、放棄した大阪市消費生活センターの〇〇氏公言を、容認する書面も無い・宣言です。宣言を証する書面は無いと〇〇氏公言済み。市民は【アホクサ】です。</p> <p>公文書公開のご担当様にご依頼は、大阪市消費生活センターの業務に関する公文書・公開希望です。次いで、業務終了を証する公文書開示希望を致します。</p> <p>次に、大阪市・水道局の判断・竣工時から、当該住宅の給水（当該住宅の水道口（水道ガラン）から給水される水は、清浄な水では無かった・掘って、表題登記は無効である・見解に関する・大阪市の見解提示公文書公開を希望致します。</p>	公開請求拒否	号	市民局	消費者センター

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
		<p>大阪市水道局は、大阪市認定の公益財団です。その水道局が、当該住宅は竣工時から、当該住宅への給水の水は、清浄では無かった・と、記載内容提示公文書提示済み。それらに拠り、大阪市水道局は当該住宅の【表題登記は無効】の提示済み・では、大阪市水道局を所管される・大阪市・法治国家・日本国の政令指定都市・大阪市は、所管の水道局の見解・当該住宅の給水は、竣工当時から【清浄・水ではなかった】依って、表題登記は無効である・提示に関する【大阪市の見解提示の公文書・公開】を希望致します。</p> <p>以上、ご依頼は、水道局の表題登記は無効に関する・ご所管の大阪市の公文書提示希望と、大阪市消費生活センターの業務放棄を容認する公文書公開希望です。蛇足ながら業務放棄が容認されるなら、大阪市消費生活センターは大阪市民には無用です。 直ちに、大阪市消費生活センターの【撤収】を希望致します。</p> <p>続いて、大阪市水道局の当該住宅表題登記無効論に関する・大阪市の見解提示の公文書開示希望です。ご高配よろしくお願い申し上げます。</p>				

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
		<p>蛇足ですが、本日20日・滋賀県・竜王町で、午前2時から3時間断水・事故発生の際の竜王町は、「断水に抛り水は汚れている・住民に汚れた水は呑まない指示」をテレビで通報・提示を実施しています。</p> <p>大阪市は如何でございますか？ 汚れた水は呑めますか？ 汚れた水・供給時の表題登記を大阪市は、表題登記は有効とご判断ですか？ 如何でしょうか？ご見解提示の公文書開示を希望致します。</p>				
		<p>(1) 「アンケートにおいて回答された区民のうち、〇〇と感じていると回答された区民の割合を意味している。」との点は実施決裁文書の記載などとも矛盾していますが、令和6年度の「区政に関する区民アンケート」に関して、「『指標』における『〇〇と感じる区民の割合』」に「アンケートにおいて回答された区民のうち、〇〇と感じていると回答された区民の割合」を用いることができる根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>(2) 令和6年度の「区政に関する区民アンケート」の結果が過去の区民アンケートの結果との経年比較できるものであるとする根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>(3) 令和6年度の「区政に関する区民アンケート」の結果で、目標達成などが判断できるとする根拠が分かる文書を公開してください。(地域活動協議会を知っている区民の割合など)</p>				

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年 12月20日	令和7年1 月6日	<p>(4) 令和6年度の「区政に関する区民アンケート」で「区民の意見・ニーズ」が把握できるとする理論的根拠及び、この区民アンケートの結果で「各事業の見直しや改善」ができるとする理論的根拠が示された文書を公開してください。</p> <p>(5) 令和6年度の「区政に関する区民アンケート」に関し、ここでの「調査結果の正確性」とは何か、また、「正確性は担保されている」とする根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>(6) 令和6年度の「区政に関する区民アンケート」の結果が、区同士の比較ができるものであるということ、また、経年変化を測定できるものであるということについて、その根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>(7) 令和6年度の「区政に関する区民アンケート」に関して「信頼性は同じ」とする根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>(8) 令和6年度の「区政に関する区民アンケート」の結果はどのような意味を持つデータで、取組の評価に用いることができるなどと言う根拠はどのようなものが分かる文書を公開してください。</p> <p>(9) 令和6年度の「区政に関する区民アンケート」の実施決裁文書には、その目的として「全区共通的に取り組んでいくべき今日的な課題について、区民の意見・ニーズを把握し、各事業の見直しや改善に繋げるため、統一的手法のもと無作為抽出した区民に対してアンケートを実施する。」と記載されています。具体的には「地域活動協議会を知っている区民の割合」などの指標の実績値を測定し、各事業の評価を行うことが目的ですが、業務委託仕様書の内容でこの目的が達成できる理論的根拠がわかる文書を公開してください。</p>	不存在	号	市民局	区行政制度 担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年 12月20日	令和7年1 月6日	<p>「地域活動協議会を知っている区民の割合」は市政改革プラン2.0(区政編)の24ページに記載されている「②地域活動協議会の認知度向上に向けた支援」を評価するものですが、なぜ区民アンケート回答者における割合で、上記支援の評価ができるのかという理論的根拠が分かる文書を公開してください。</p>	不存在	号	市民局	地域力担当 (地域連携グループ)
		<p>(1) 「アンケートにおいて回答された区民のうち、〇〇と感じていると回答された区民の割合を意味している。」との点は実施決裁文書の記載などとも矛盾していますが、令和3年度から令和5年度の「区政に関する区民アンケート」に関して、「『指標』における『〇〇と感じる区民の割合』」に「アンケートにおいて回答された区民のうち、〇〇と感じていると回答された区民の割合」を用いることができる根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>(2) 令和3年度から令和5年度の「区政に関する区民アンケート」の結果が過去の区民アンケートの結果との経年比較できるものであるとする根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>(3) 令和3年度から令和5年度の「区政に関する区民アンケート」の結果で、目標達成などが判断できるとする根拠が分かる文書を公開してください。 (地域活動協議会を知っている区民の割合など)</p>				

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年 12月26日	令和7年1 月9日	<p>(4) 令和3年度から令和5年度の「区政に関する区民アンケート」で「区民の意見・ニーズ」が把握できるとする理論的根拠及び、この区民アンケートの結果で「各事業の見直しや改善」ができるとする理論的根拠が示された文書を公開してください。</p> <p>(5) 令和3年度から令和5年度の「区政に関する区民アンケート」に関し、ここでいう「調査結果の正確性」とは何か、また、「正確性は担保されている」とする根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>(6) 令和3年度から令和5年度の「区政に関する区民アンケート」の結果が、区同士の比較ができるものであるということ、また、経年変化を測定できるものであるということについて、その根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>(7) 令和3年度から令和5年度の「区政に関する区民アンケート」に関して「信頼性は同じ」とする根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>(8) 令和3年度から令和5年度の「区政に関する区民アンケート」の結果はどのような意味を持つデータで、取組の評価に用いることができるなどと言う根拠はどのようなものが分かる文書を公開してください。</p> <p>(9) 令和3年度から令和5年度の「区政に関する区民アンケート」の実施決裁文書には、その目的として「全市的な課題として取り組んでいくべき項目について、全区共通的な指標を設定し、その状況を把握するうえでの資料とすることを目的として、統一的手法のもと無作為抽出した区民に対してアンケートを実施するため。」と記載されています。具体的には「地域活動協議会を知っている区民の割合」などの指標の実績値を測定し、各事業の評価を行うことが目的ですが、業務委託仕様書の内容でこの目的が達成できる理論的根拠がわかる文書を公開してください。</p>	不存在	号	市民局	区行政制度 担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年 12月26日	令和7年1 月9日	<p>「地域活動協議会を知っている区民の割合」は市政改革プラン2.0(区政編)の24ページに記載されている「②地域活動協議会の認知度向上に向けた支援」を評価するものですが、なぜ区民アンケート回答者における割合で、上記支援の評価ができるのかという理論的根拠が分かる文書を公開してください。</p>	不存在	号	市民局	地域力担当 (地域連携グループ)